

第5章

東アジア諸国の契約法の現代化

小塚 莊一郎

はじめに 問題の所在

契約法の「グローバル化」について論ずることには、倒産法や金融規制のグローバル化と異なる難しさがある。その理由は、「グローバル化 (globalization)」という概念は、一般的には、社会主義体制崩壊後の1990年代以降の現象を指して用いられる場合が多いのに対して、契約法の分野では、すでに19世紀末頃から「法の統一 (unification)」が進められてきたからである。しかも、100年前からの「法の統一」は、少なくとも法律家の間では理想として語られてきたのであるが、近年の「グローバル化」に対しては、しばしば批判的な目が向けられるという意味において、両者の間にはある種の価値観の逆転がある⁽¹⁾。

本章では、以上のような認識のもとに、契約法の領域においても、伝統的な「法の統一」と区別された「グローバル化」を語ることができるか、という問題を提起したい。実は、この問題は法統一を推進する側からも抱かれている問題意識である。その背景には、欧州において、私法の「ヨーロッパ化」ともいべき現象が急速に進みつつあるという事情がある⁽²⁾。具体的には、一方では、欧州連合 (EU) が次第にその権限を広げて民事裁判管轄や準拠法、消費者法等の立法についても管轄を与えられ、他方では、一部の法律家による任意の活動ではあるが、ヨーロッパ契約原則 (Principles of European Contract

Law. デンマークのランドー [Ole Lando] 教授が中心) やヨーロッパ民法典 (European Civil Code. ドイツのフォン・パール [Christian von Bar] 教授が中心) のような国境を越えた契約法ルールの研究が進んでいる。そして、欧州委員会が、将来の域内契約法の立法をも念頭に置いて後者の動きと連携するにいたり⁽³⁾、この両面における私法のヨーロッパ化は、ひとつの大きな流れに合流しつつあるようにもみえる。そうしたなかで、伝統的な法の国際統一運動を担ってきた国際機関・国際組織⁽⁴⁾ は今後いかにあるべきかが、切実に問われているのである。

この問題に対しては、伝統的に「法の統一」と呼ばれてきた活動は、実はヨーロッパ諸国間における法統一にすぎず、真の意味における国際的なものではなかったのではないかと、いう反省が加えられている (Basedow [2003])。より詳細に述べれば、19世紀末に法の統一が語られ始めた当初は、アジアおよびアフリカにはほとんど独立国が存在していなかった。そして米州諸国は、アメリカ合衆国もラテンアメリカ諸国もヨーロッパに対する根強い不信感を持ち、法統一運動に対してきわめて警戒的であったために、法の統一は、事実上ヨーロッパのみにおける問題であった。そのことは、たとえばハーグ国際私法会議 (Hague Conference on International Private Law) が、日本を唯一の例外として、ヨーロッパ諸国のみから構成されていたという事実象徴的に示されている。その後、アジア・アフリカ諸国の独立と、ラテンアメリカを含むいわゆる第三世界の国連における発言権の増大が法統一の場にも及び、国連国際商取引法委員会 (United Nations Committee on International Trade Law: UNCITRAL) を中心に、これら諸国の主張をより強く反映した統一法の作成が進められるようになったが、それらの非ヨーロッパ諸国の利害は決して一様ではないために、やがて地域主義が台頭し、国際的な法の統一を脅かすにいたったと、この見解は理解する。そうした認識によれば、地域主義とは単にヨーロッパの統合のみをいうのではなく、南米の南部共同市場 (Mercado Común del Sur: MERCOSUR) やアフリカのアフリカ商事法調和化機構 (L'Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires: OHADA)、さ

らにはアジアにおける東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）などもまた、地域主義にもとづく私法の統一に乗り出しているという点で一連の動きと評価されるのである。

本章は、このような見解とはむしろ反対の見方を仮説として提示したい。それは、二つの命題からなる。第1に、19世紀末から20世紀前半の法統一運動は、そもそも国際的なものではなく、当時のヨーロッパ諸国においてのみ意味を有していたのではないかということである。ヨーロッパにおける上記のような通説の見解は、法統一運動の参加者が事実上ヨーロッパに限定されてきたと理解するのであるが、そうではなく、法統一運動の「国際性」は、当初から表面的なロジックにすぎなかったのではないか。政治的・経済的な、さらには地政学的な条件においてヨーロッパと異なる国においては、本来の意味における法の統一は必要ともされず、また成り立つ前提も欠いていたように思われるのである。

しかし、そのことは私法統一国際協会（International Institute for the Unification of Private Law: UNIDROIT）やUNCITRALによる統一法の作成がまったく意味をもたないという意味ではない。それらは、非ヨーロッパ諸国においては国内法整備の際の指針として機能するからである。その意味では、法統一運動の所産としての統一法は、条約のような拘束力をともなう形式で作られたものであっても、ヨーロッパ以外の地域においては、あたかもモデル法のように参照されるといえるのではないか⁽⁵⁾。これが第2の仮説である。

この二つの仮説を検証するために、本章では、1990年代末に東アジアの三つの法域で観察された契約法の現代化に関する現象を取り上げる⁽⁶⁾。それは、中国における契約法の制定（1999年）、台湾の債権法改正（同年）、および香港の返還によって生じた「香港コモン・ロー」の誕生（1997年）である。それぞれの現象が生じた直接の背景は同じではないが、1990年代を通じて進展した「経済活動のグローバル化」のなかで、契約法が経験した大きな変革であったという点は、共通している。また、中国と台湾、香港とでは経済の発展段階が相当に異なるが、19世紀の法統一運動の主体ではなく、その意味で

「非ヨーロッパ諸国」に属することは疑いが無い。したがって、これらの事例は、非ヨーロッパ諸国からみた法の統一の意義、とりわけ「グローバル化」の時代におけるそれを明らかにするうえで、格好の素材を提供すると思われる。

以下では、各国の現象の記述に先立って、19世紀以来の「法の統一」の歴史と現状を、契約法を中心として簡単に整理しておこう（第1節）。そのうえで、中国における1999年契約法の成立についてその特徴と意義を検討し（第2節）、次いで、同時期に起こった台湾と香港の契約法をめぐる変動について略述する（第3節）。

第1節 契約法をめぐる国際的動向

1. 第二次世界大戦以前の法統一運動

私法の国際的統一が、ある程度の具体性をもって語られるようになったのは、19世紀の後半のことである。マンチーニ（Manzini）やツィーテルマン（Zitelmann）、アッセル（Asser）といった法律家が、国による法の違いはいずれ克服されてひとつの統一的な法が共有されるようになると主張し、そうした「世界法（Weltrecht）」の実現に向けた努力の必要性を提唱した⁽⁷⁾。

そのような主張がなされるにいたった背景には、19世紀の後半に、政治的・経済的な「国際化」が大きく進展したという事情がある。政治的には、イタリアおよびドイツの統一によってヨーロッパの主要な国民国家がほぼ成立し、現代的な意味における国際関係が実現した。そして経済的には、電信・電話や蒸気船といった交通・通信手段の発達によってヨーロッパ諸国とその植民地、およびアメリカ大陸が緊密に結びつくようになり、世界的な市場経済システムの出現をみた。その意味では、現在「グローバル化」といわれる現象と類似した状況が存在したともいえよう。

法統一運動は、第一次世界大戦を経た1926年にUNIDROITの設立によって大きな画期を迎えた。それまでもハーグ国際私法会議(1893年)や工業所有権保護同盟のように分野を限定した法統一のための国際組織は存在したが、UNIDROITは、私法の全般にわたる統一の推進を目的とした国際組織であり、また国際聯盟の付属機関という地位を占めた点で、法統一運動の高揚を示すものであったからである(田中[1954: 656])。そして、UNIDROITが最初に取り組んだ課題こそが売買契約法の統一であり、その基礎的な作業として、ドイツのラーベルによる比較法研究が行われた(Schlechtriem[2000: 27])。しかし、その成果が書物の形をとるところには、時代はすでにファシズムの台頭と破局に向かって急速な展開をみせており、売買契約法の統一も、再度の大戦によって中絶のやむなきにいたった。

こうして、UNIDROITによる現実の法統一作業は、短い活動期間の後にいったん大きな挫折を経験したのであるが、それまでの間に、普遍的な言葉で語られる「世界法」ないし「法の統一」の考え方が確立したという点は重要であろう。非ヨーロッパ諸国の関与がほとんどないままに形成されたこれらの理念が、現実に行われる統一法の作成作業と区別して認識されてこなかったところに、「問題の所在」で述べた通説的見解の前提があると思われるからである。

2. 戦後の国際機関による法統一

第二次大戦後、国際社会が落ち着きを取り戻すとUNIDROITも活動を再開し、またハーグ国際私法会議も再建されるなど、法統一運動は従来の歩みを取り戻したかにみえた。しかし、やがて植民地であった国々の独立が国際秩序の大きな変革をもたらすなかで、従来の法統一作業に対しても、非ヨーロッパ諸国の利害が十分に反映されていないのではないかという批判が向けられるようになる。それは理念的な批判であると同時に、統一法の普及という意味で、きわめて現実的な問題でもあった。UNIDROITが戦間期の活動を再開

して1964年に完成した、売買契約の成立と内容に関する二つのハーグ条約のように、当事国がヨーロッパの数力国に限られるような条約は、戦後の国際社会においては、もはや成功した統一法とは評価しがたくなったからである。

そうした批判の帰結が、非ヨーロッパ諸国の声をより強く反映すると考えられた国連に統一法の作成をゆだねることであった。UNCITRALや国連貿易開発会議が、新たな法統一のフォーラムとして登場する(曾野・山手[1993: 16-17])。しかし、この段階では「法の統一」、さらにはその背後にある「世界法」の理念までが批判の対象となったわけではない。そしてUNCITRALが、二つのハーグ条約に代わる新たな統一売買法として国連動産売買条約を作成し(1980年採択)、世界の主要国を含む67カ国⁽⁸⁾の批准を得るという成功を収めたため、19世紀以来の「世界法」の理念は、新たな国際秩序にふさわしく真に国際化された段階を迎えた、という一般的な理解が形成された。

しかし、実はUNCITRALによる法統一の成果は、それほど大きなものではない。国連動産売買条約と商事仲裁モデル法を除けば、作られた統一法の多くは、条約・モデル法・立法ガイド等の形式のいかんによらず、広く普及したとはいいがたい状況である(柏木[2005])。そうした事実は、20世紀後半に行われた法統一活動に対して、通説的な理解とは異なる見方があり得ることを示唆する。すなわち、ヨーロッパ諸国以外の法域においては、統一法は必ずしも必要とされていないのではないか。国連動産売買条約のように広く受け入れられる条約の方が、むしろ例外に属するのではないかという見方である。

この新たな解釈は、それにもかかわらず国連動産売買条約が成功した理由を説明できなければ、説得力に乏しいであろう。この条約について重要な点は、第1に、それが作成された動機は前述のような理念的批判だけではなく、1960年代以降次第に活発化した東西貿易を促進するための法的な枠組みを提供する目的も存在した、という事実である(曾野・山手[1993: 16]、絹巻[2004: 231])。第2に、中国が1986年という早い段階で批准し、発効時からの当事国となっていたという事実も注目される。関係者によれば、それはアメリカ

の働きかけに中国が応じた結果であった(張玉卿主編[1998: 再版前言2])。当時の中国は、ようやく「改革開放」政策に移行したばかりであり、国際取引においても、当事者による契約のドラフティングという観念はなかったといわれる。契約書は、政府(国家工商行政管理局)の作成したひな型が、空欄に商品名や数量等を埋めただけで、そのまま用いられていた。そうした状況において国連動産売買条約の批准は、国際的な物品売買取引が欧米諸国と共通のルールに基づいて行われることの制度的な保障を意味したのではないか。中国に同条約の批准を働きかけたアメリカの真意は、まさにそのような保障を得るところにあったのではないかとも思われる。そして実際に、中国は、同条約に沿って涉外経済契約法を制定し、国内の契約に対する規律とは異なる内容のルールを国際取引に適用した(王震[1999: 197])。

これを一般化していえば、統一法の受容(批准、国内法化等)は、「世界法」の理念を共有しない国においても、近代法に対するコミットメントの表明という動機から行われ得るのである。しかしそれは、等しく近代法のシステムを有するヨーロッパ諸国の間で、各国法の間に存する相違を克服しようとして進められたかつての法統一の理念とは、まったく異なっている。そうだとすれば、1960年代の法統一運動は、表面の理念を維持しつつも、実際には、その理念とは異なる理由で統一法に関与する国を取り込んでいったことになり、その意味で、実は大きく変容しつつあったといえよう。

3. 1990年代の契約法統一

1990年代における契約法の国際的な動向のなかでは、二つのできごとが注目される。その第1は、UNIDROITが「商事契約原則(UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts)」を公表し(1994年)、各国の法律家の間で高い評価を得たことである。この「原則」の作成作業は1970年代に遡るものであり、またその準備作業は大陸法、英米法および社会主義法の3法系を代表する法律家によってなされたというから(UNIDROIT[2004: xiv])、その

出発点は、大陸法と英米法の統一および東西貿易を促進する枠組みの確立にあったと考えられる。したがって、UNIDROIT原則は、本質的にはむしろ前の時代の法統一作業の延長線上に位置づけられるものである。それにもかかわらずUNIDROIT原則が注目を集めた理由は、条約やモデル法といった国家法の体系に組み入れられる形での利用を直接には予定せず、契約法の理念的な体系を呈示したところにあつたのではないかと推察される。伝統的な意味における統一法が多くの国にとっては必ずしも必要とされないものであるとすれば、UNIDROIT原則は、やや逆説的に、法的拘束力をもたないからこそ高い評価を得たのである。

第2に、すでに述べたようなヨーロッパ内における統一契約法の追求が重要である。それは、一面では伝統的な私法統一運動の意義を問い直す契機となつたのであるが(前述)、他面では、各国の法律学が歴史的に形成してきた概念や体系に変更を迫るものでもあつた。そのことは、2002年のドイツ債務法改正のなかに、典型的に示されている。国連動産売買条約やUNIDROIT契約原則は多数のEU指令とともにこの改正に大きな影響を与え、結果として、ドイツ法学固有の特色が少なからず放棄された(内田[2000: 251]、潮見[2005])。それは、ヨーロッパにおいては、統一法による国内実定法の修正・変更という法統一運動の本来の働きが、現に認められるという事実を示すものであつた。

第2節 中国契約法の現代化

19世紀ヨーロッパに起源をもつ法統一の理念と、非ヨーロッパ諸国にとって統一法がもつ現実的な意味とのズレを、より立ち入って考えるために、本節と次節では、東アジアにおける契約法の現代化の様相を具体的に検討する。まず本節では、中国における1999年契約法の制定を取り上げよう。この契約法は、起草に際して国連動産売買条約やUNIDROIT原則の影響を大きく受け

ており、その意味で統一法がモデル法のように参照された事例の典型だからである。

1. 1999年契約法

中国では、1999年に「契約法」が制定され、それ以前に妥当していた経済契約法（1981年）、涉外経済契約法（1985年）、技術契約法（1987年）は廃止された。これによって中国は、契約に3種のカテゴリーを設けてそれぞれに別個の制定法を適用するという状態を脱し、あらゆる契約について適用される包括的な契約法を、初めてもつことになった。また内容的にも、少なくとも法文の規定上は、欧米先進国と同水準の契約法典が実現している。

その構成は、わが国でいう契約法（債権法各論としての契約総則・各則）のみならず代理権や債権譲渡・相殺に関する規定などをも含んでおり、契約に關係する規定をすべて網羅したものとなっている。このことは、「契約法」という単行法を制定する以上は当然のように思われるかもしれないが、実はそうではない。中国はわが国の民法総則に相当する「民法通則」をすでに制定しており（1993年）、その意味で、一種のパンデクテン体系⁹⁾を採用しているからである。

さらに、契約法には、民法通則を実質的に変更しているのではないと思われる規定もある。たとえば、詐欺または脅迫（わが国でいう強迫に相当する）による意思表示の効果は、民法通則では無効とされていた（民法通則第58条3号）。ところが契約法は、詐欺または脅迫による契約の効果について、結果として「国家の利益を侵害する」場合には無効となるが（契約法第52条1号）、それ以外の場合は当事者が取り消し得るにとどまるものとする（契約法第54条2項）（塚本 [2004: 73-74]）。詐欺・強迫からの保護は、一般的には私的利益にすぎず、その効果については意思表示者の選択に委ねるべきであるとの主張が強くなされたためである（Ling [2002: 176-177]）。そこには、民法通則が制定された1993年から1999年の契約法制定までの間に、中国における市場経済

化と近代法に対する理解の深化とが進み、公益を過度に強調する考え方が後退したことが反映されているのであろう。

2. 立法過程

契約法の立法過程について特徴的であったと指摘される点は、法律学者が深く関与したことである。最初の草案を起草したグループの中心は法律学者であり、そのため、草案は「学者建議稿 (Academic Draft)」と呼ばれた (張広興 [1995: 4], 王震 [1999: 202], 木間ほか [2003: 121], Ling [2002: 16])。その後、草案はさまざまな場における討議に付され、幾度も修正を受けたが、全体としてみれば、当初の草案が相当程度まで維持されたといわれている。1999年契約法は、近代中国史上で初めて学者が作った法であると評価されるゆえんである (渠 [2003a: 115])。

そうした事情を反映して、契約法の制定過程では比較法の手法が広く用いられ、多くの国の契約法が広汎に調査・参照された (Ling [2002: 37-38])。そのなかでも、とりわけ国連動産売買条約とUNIDROIT原則に依拠した規定は少なくない (Zhang [2003])。このことは、契約法の規定と国連動産売買条約およびUNIDROIT原則の規定とを対照してみれば明らかである (表1参照)¹⁰⁾。その理由は、特定の国の社会経済的文脈から切り離されているために、かえって受け入れやすかったためであると説明されている (Huang [2003: 109])。

もっとも、仔細にみれば、国連動産売買条約やUNIDROIT原則が参照された箇所は契約の成立に関する規定 (契約法第2章、第9~43条) に集中している (Zhang and Huang [2000: 430])。それ以外の部分にも、対応する規定はみられるものの散発的であり、結果的に一致したにすぎない可能性も高い。これはおそらく、契約の成立に関する規定は実質的な政策判断をともなう程度が低く、むしろルールを明確にすることが重要な部類の問題に属するためであろう。国連動産売買条約であれUNIDROIT原則であれ、国際的な文書は、その性質上、一貫した明確な政策判断に基づいて作られるよりも妥協の産物

表1 中国契約法と国連動産売買条約・UNIDROIT原則対照表

	中国契約法	国連動産売買条約	UNIDROIT原則
契約自由	4条		原則1.1
信義誠実の原則	6条		原則1.7
法律および行政法規の遵守	7条		原則1.4
契約の法的拘束力	8条		原則1.3
契約の方式	10条	11条	原則1.2
申込の定義	14条	14条1項	原則2.1.2
申込の効力	16条1項	15条1項	原則2.1.3(1)
申込の撤回	17条	15条2項	原則2.1.3(2)
申込の取消	18条	16条1項	原則2.1.4(1)
申込の取消ができない場合	19条	16条2項	原則2.1.4(2)
申込の失効	20条1項	21条	原則2.1.5
承諾の定義	21条	18条3項	原則2.1.6
承諾の方式	22条	18条2項	原則2.1.6(3)
承諾の効力	23条・26条	23条	原則2.1.6(2)・ 2.1.7
契約の成立	25条	22条	
承諾の撤回	27条	21条	原則2.1.10
承諾期限経過後の承諾	28条・29条	19条	原則2.1.9
申込内容に変更を加えた承諾	30条・31条		原則2.1.11
定型条項の定義	39条2項		原則2.1.19(2)
定型条項と非定型条項の抵触	41条第3文		原則2.1.21
不誠実な交渉	42条		原則2.1.15(2) (3)
守秘義務	43条		原則2.1.16
他人物処分	51条		原則3.3(2)
詐欺	54条第2文		原則3.8
取消の効果	56条		原則3.17・3.18
履行地	62条3項		原則6.1.6(1)
同時履行の抗弁権	66条・67条		原則7.1.4
不安の抗弁権	68条・69条	71条	
履行期前の履行	71条		原則6.1.5

	中国契約法	国連動産売買条約	UNIDROIT原則
債務の一部履行	72条		原則6.1.3
契約の変更	77条1項	29条1項	
履行期前の不履行	94条2項	72条1項	原則7.3.3
契約解除の効果	97条・98条		原則7.3.5・7.3.6
金銭債務の履行	109条		原則7.2.1
非金銭債務の履行	110条		原則7.2.2
損害賠償の範囲	113条	74条	原則7.4.2・7.4.4
不可抗力	117条・118条	79条	原則7.1.7(1)(2)
損害軽減義務	119条	77条	原則7.4.8
売主の義務	135条	30条	
引渡の時期	138条	33条(a), (b)	
引渡の場所	141条	31条	
危険の移転	145条	67条1項	
支払の場所	160条	57条	
数量超過の引渡	162条	52条	

(注) 中国契約法と国連動産売買条約・UNIDROIT原則の各規定が対応しているか否かの判定は、Zhang and Huang [2000] やHuang [2003] を参考にしつつ、最終的には、条文の文言にもとづいて筆者が行った。なお、国連動産売買条約やUNIDROIT原則よりも中国契約法の方が踏み込んだ規定を置いている場合には、前者が立法の背景として意識されていた可能性はあるが、その条文をそのまま利用しているわけではないので、対応してはいないものとして取り扱い、本表には掲げなかった。

(出所) 筆者作成。

になりやすい。しかし、政策判断を必要としないルール立法にあたっては、その点は問題とならず、「国際的に合意が形成された」という事実のもつ説得力の方が大きかったであろうと想像されるのである⁽¹¹⁾。

いずれにせよ、国連動産売買条約もUNIDROIT原則も、1999年契約法の立法に際して重要な資料となったことは疑いが無いが、完全な形で採用されたわけではない。そこでは、統一法はあたかもモデル法のように、政策判断に応じて取舍選択されている、という事実を確認しておこう。

3. 内容面の特徴

1999年契約法の内容面における第1の特徴は、「契約の自由」である。そのことは、契約法第4条に規定されている。条文の文言上は、おそらくは政治的な配慮から、「契約自由」という用語を避けて「意思自治」と表現されており、そのために、これは民法通則においてすでに認められていた原則の確認にすぎないという評価もないわけではないが（何[2000: 3]）、一般には、この規定によって契約自由の原則が承認されたものと理解し、その点に1999年契約法の画期的な意義があると考えられている（韓[2004: 38]、Ling[2002: 40-41]、小口・田中[2004: 168]）。契約自由の原則の確立は、1980年代末以来、市場経済化をどの程度まで許容するかという政策上の対立を背景に、中国契約法における大きな争点をなしてきたからである（王震[1999]）。

ところで、契約法第4条には「自己の意思に基づき契約を締結する権利」が謳われているのみである⁽¹²⁾。しかし、同条によって表現された契約自由の原則のなかに、契約内容を当事者が決定する自由が含まれることは疑いがない（韓[2004: 38]、塚本[2004: 13]、徐[2000: 144]）。実際にも、少なくとも沿海部の大都市においては、弁護士が関与してドラフティングを行った詳細な契約書が取引に用いられる例は少なくないといわれる。そうした地域をみるかぎり、中国は「契約社会」となった観がある⁽¹³⁾。

契約法の第2の特徴として、契約の成立に対する障害を最小限にとどめた点が挙げられる。1999年以前には、涉外契約については常に、また経済契約についてはただちに履行される場合を除いて、書面によることが有効要件とされていたが（射手矢・石本[2005: 127]）、1999年契約法は、契約の方式について一般的には要件を課していない（契約法第10条）⁽¹⁴⁾。また、法令違反の契約の効果も、当然無効ではなく、「強制規定」（わが国でいう強行規定）に違反する場合に限って無効と定められた（契約法第52条5号）。そして、ここにいる「強制規定」となり得る法令は「全国人民代表大会およびその常務委員会が制

定した法律並びに国務院が制定した行政法規」に限られ、地方政府の制定した法令（地方性法規）は該当しないとする解釈が、最高人民法院の解釈通達によって示されている⁽¹⁵⁾。

契約の有効要件が多く定められていると、契約成立後の状況の変化等のために取引からの離脱を望む当事者が、それらの規定を機会主義的に援用して、契約の拘束力を否定することが可能になる。また、地方の法令には当該地域の利益を一方的に保護するものが少なからず存在し、当事者による契約の自由を制約してきたともいわれている（Ling [2002: 164]）。その意味で、法令違反の契約について無効とされる場合を限定しようとする上記の規定や解釈は、いわば「合意は拘束する（pacta sunt servanda）」の原則の確認なのであり、契約自由の原則を裏側から支える規定にほかならない（Münzel [2000]）。

契約自由と「合意は拘束する」の原則は、いずれも近代契約法の基本原則である。したがって、これらの考え方の採用は、1999年契約法によって中国が近代契約法の水準に到達したことを示すものだといえる。それと同時に、契約内容をデザインする自由と、そのエンフォースメントの保障は、市場取引が行われるための制度的な前提条件であるという点も重要であろう。すなわち、1999年契約法の理念は、「社会主義市場経済」の発展という、現在の中国の政策目標とも合致しているわけである（小塚 [2004]）。これらの政策目標が、世界的な法の統一自体に価値を見出すという伝統的な「世界法」の理念とは全く独立している点に注意したい。「統一法がモデル法のように参照される」ことの帰結として、統一法の掲げる理念は、それ自体としては受容されていないのである。

4．解釈と適用

法令の文言上の規定と現実の解釈・適用とは、また別個の問題である。契約法の解釈・適用とは裁判所を通じた判断になるが、中国の裁判所については、専門的能力の欠如や汚職、行政権力からの独立の不十分さといった点で

多くの批判がなされている（小口・田中 [2004: 82-90]、范 [2004: 74-81]）。もっとも、2002年から「全国統一司法資格試験」が開始され、裁判官も弁護士と同じくこの試験に合格しなければならないことになったので（范 [2004: 69-70]）、少なくとも専門的能力の水準は、中期的には向上していくであろう。

より重要な問題は、中国法のもとでは裁判所に法令の解釈権限がないという点である。すなわち、中国の立法法第42条によれば、法律の解釈権限は全国人民代表大会常務委員会に属する。それとは別に、最高人民法院は「裁判の過程において法律、法令をいかに具体的に運用すべきかという問題」について解釈を行うものとされており（人民法院組織法第33条）、契約法についてもこの権限に基づく「解釈」が制定されている¹⁶⁾。

したがって、中国では、先例拘束性（*stare decisis*）の原理はなく、欧米やわが国で考えるような意味での判例の法源性も認められていないことになる（Ling [2002: 33]、高見澤 [2004: 299-300]）。現在では、中国でも裁判例が数多く公表され、それらを集めた「判例集」も刊行されているが、判例による法形成が認められていない以上は、それらは事例判断としての裁判例を集積したものにすぎない。そもそもこうした問題の所在自体が、中国の法律家の間でどの程度理解されているかすら疑わしいところがある。

ところで、国連動産売買条約やUNIDROIT原則については、各国の判例を収拾する国際的なデータベースが存在する¹⁷⁾。そして、そうしたデータベースには、中国からも、若干の裁判例および一定数の中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission: CIETAC）の仲裁判断が登録されている。すると、データベースに登録された各国の事例を素材として国連動産売買条約やUNIDROIT原則の解釈・適用を論ずる文献のなかで、中国の裁判例も参照される可能性がある。そのような文献は、やがて比較法研究の対象として中国でも取り上げられ、それに対応した契約法の規定の解釈に反映され得るであろう。すると、きわめて間接的な形では、中国の裁判例や仲裁判断が法の形成にかかわる途も開かれているということになるであろうか。

第3節 台湾および香港における契約法の現代化

本節で取り上げる事象は、台湾で1999年に行われた債権法の改正と、香港の返還(1997年)に際して私法の体系に加えられた変革である。いずれにおいても、中国の場合とは異なって、国連動産売買条約やUNIDROIT原則の影響は、ほぼ皆無に等しい。すなわち、この二つの事象は、法の統一という目標が、非ヨーロッパ諸国においては、実は必ずしも必要とされていないということを示唆しているのである。

1. 台湾の債権法改正

1999年には、台湾でも債権法の大きな改正が行われた。台湾では、1929年に当時の大陸中国で制定・施行された中華民国民法が適用されているわけであるが¹⁸⁾、その全面的な現代化が、編別ごとに漸次進められてきている。1999年の債権法改正は、そうした作業の成果として1982年の民法総則改正に続くものである。

中華民国民法は、編纂にあたり、当時(20世紀初頭)に最も先進的であったドイツ民事法学の強い影響を受けた。その結果、基本的な構造としてパンデクテン体系を採用し(そのなかでも債権編が物権編よりも前に置かれている)、また、民商統一法典として、わが国では商法に置かれているような商事契約をも、契約各則の典型契約として規定する。そして、それに対する解釈論もまた、もっぱらドイツ法学の影響下に発達してきたのであった。

こうした事情を反映して、1999年の債権法改正は、1980年代までのドイツ民法学の理論水準¹⁹⁾をよく反映している。そのことは、たとえば債務不履行の一類型として積極的債権侵害を規定し(民法第227-1条)、事情変更の原則(第227-2条)や契約締結上の過失(民法第245-1条)について明文の規定を置い

たところに現れていよう⁽²⁰⁾。その反面で、国連動産売買条約やUNIDROIT原則の影響は皆無に等しい。ドイツ法にならった体系がすでに確立されている以上は、「モデル法」としての統一法は必要とされなかったのである。

ところが、台湾法が依拠してきたドイツ法自体がヨーロッパ化・国際化に直面し、大きく変貌しつつある。たとえば、台湾が取り入れた債務不履行の3分類論（積極的債権侵害の明示的承認）は、2002年のドイツ債務法改正のなかでは、かえって特殊ドイツ的な概念として放棄されてしまった。このようなドイツ法のヨーロッパ化が、今後の台湾法学にどのような影響を与えていくかは、きわめて興味深い。すなわち一方では、ドイツ法のそうした変容の根底に「法の統一」という理念自体へのコミットメントが存在する以上は、その理念を共有できなければ、真の意味でドイツ法の新たな展開を受容することは難しい。しかし他方では、そこにいる法統一の理念が、「世界法」の普遍的な論理をまとった「ヨーロッパ化」であるとすれば、それを台湾法が単純に受容できるわけではないとも思われる。

2. 香港の返還と「香港コモン・ロー」の誕生

台湾と同様に、確立された法体系を有し、したがって「モデル法」を必要としなかつたいまひとつの例として香港を挙げることができる。香港では、1997年のイギリスから中国への返還にもかかわらず、コモン・ローの規律が基本的に維持された。コモン・ローは、イギリスの統治と切り離された後にも維持されうるだけの自律的な体系となっていたからである。その結果、返還の前後から今日にいたるまで、国連動産売買条約やUNIDROIT原則のような統一法に対する関心は、きわめて稀薄であるように思われる。

はじめに、返還前の香港におけるコモン・ローの適用に触れておこう。イギリス国外におけるコモン・ローの適用に際して常に問題となる点は、不文の法理である狭義のコモン・ローを制定法が修正している場合の適用関係である。香港については、1966年イギリス法適用条例(The Application of English

Law Ordinance 1966) 第4条によって、同条例別表に列挙された制定法以外のイギリス法(イングランドの制定法)は、原則として香港に適用されないこととなっていた。したがって、返還前の香港において通用する法とは、「1966年イギリス法適用条例で適用が認められた制定法による修正をともなったコモン・ロー」であったわけである⁽²¹⁾。

さらに、コモン・ローの法原則自体についても、香港の裁判所は、現地固有の事情に応じた修正を施す権限を与えられていた(1966年イギリス法適用条例第3条)。しかし、そのような修正は、少なくとも契約法のような取引法分野では、ほとんどなされてこなかったといわれる(安田編[1993: 27], Dobinson and Roebuck [1996: 40])。そして、本来は香港の私法システムとは無関係であったはずのイギリス貴族院の判例が、コモン・ローの原則を明らかにするものとして事実上は尊重されていた⁽²²⁾。こうした事情のために、香港における「コモン・ロー」は、実質的には、イギリスのそれと一致していたといっ
てよい状態であった。

このような前提のもとで、香港特別行政区基本法は、従前のコモン・ローが返還後も維持される旨を宣言した。すなわち、その第8条は「香港の従来の法律、即ちコモン・ロー、エクイティー、条例、下位の立法および慣習法は、本基本法に抵触するものを除き、かつ香港特別行政区の立法機関による改正に服することを条件として、維持される」⁽²³⁾と規定する。1997年以降は、香港の終審裁判所(Court of Final Appeals)が、ここにいうコモン・ローの解釈について最上級審としての権限を有するわけであるから、ここに「香港コモン・ロー」ともいうべき法体系が成立したといえることができる。

ここで重要な点は、第1に、香港のなかで完結するものになったとはいえ、コモン・ローの法体系が維持されたことである。いうまでもなく、それは、「一国二制度」のもとで、商業・金融センターとしての香港の価値を維持していくうえで、その法的インフラストラクチャーは不可欠であるという認識に基づく(安田編[1993: 13])。第2に、その結果として、イギリスの貴族院が生み出す判例は、事実上「香港コモン・ロー」に対して影響力を維持する

であろうと予想される。1997年以降のものも含め、イギリスの判例は、コモン・ローの法原則を明らかにする資料としての意味をもつからである（Wesley-Smith [1998: 85-86]）²⁴⁾。そして第3に、国連動産売買条約やUNIDROIT原則のような統一法は、この間、香港に対して全く影響力をもたなかった点も指摘されるべきであろう。同時期に中国が自国の契約法の起草を進めており、そのなかでは国連動産売買条約とUNIDROIT原則の果たした役割がきわめて大きかったという事実と対照するとき、このことは注目に値する。コモン・ローの体系のなかで自足している香港法にとって、イギリスが国連動産売買条約を批准するといった事態が生じないかぎり²⁵⁾、統一法の積極的な意義は見出されないのである。

結 語

法統一運動は、100年前の国際化に対応して生まれたひとつの理想主義である。そのため、現実には世界規模の法統一がなかなか進捗せず、場合によっては地域共同体が域内の統一を先行させる事態に直面すると、法の統一を阻害する要因は何か、という問いが繰り返し提起される。しかし、1990年代以降の「グローバル化」と呼ばれる状況を念頭に置いて、非ヨーロッパ諸国の側から問題をみると、そもそも法の統一を必要とする積極的な理由が欠けていると受け取られているように思われる。19世紀後半に法統一運動が生まれた背景には、当時の政治的状况によってもたらされた経済活動の国際化が存在したのであるが、その後の過程を振り返れば、経済活動の国際化が当然に私法の統一を必要とするわけではないことは明らかである。とりわけ、特定の内容をもった法システムないし法律学がある程度以上に発達していれば、その自足的な体系を捨ててまで法の統一にコミットしようとするインセンティブは決して大きなものではない。

これに対して、よるべき法の体系がいまだ確立していない状況では、統一

法が大きな影響力をもつ場合がある。その第1は、統一法の受容が、近代法のシステムを共有しているというコミットメントとなり、他国との取引における制度的な障害を取り除く効果をもつというケースである。しかし、そもそもある国の法制度に対する不信感が国際取引を阻害するような状況は、戦後初期の社会主義法や1980年代の中国法など、極端に異質な法制度のもとでしか生じないであろう。第2の可能性は、統一法が特定の国や法域から切り離された抽象的なルールの集合であるために、特定の立法例よりも容易に摂取され得るというものである。しかし、そのときにも、法を世界規模で統一するという理念が共有されるわけではないので、統一法は、あたかもモデル法のように参考資料として利用されるにとどまる。そして、立法者が比較法その他の資料を多くもっていればいるほど、「モデル法」としての統一法は、取捨選択のうえで部分的に取り入れられる結果となる。

20世紀末に東アジアの3法域で観察された契約法の変革は、以上のような仮説を検証する格好の素材を提供する。中国における1999年契約法の制定は、統一法をモデル法として参照し利用した例であるのに対して、同年の台湾の債権法改正と1997年の香港返還にともなうコモン・ローの維持は、統一法に対する積極的な必要性が見出されなかった結果、それぞれ伝統的なドイツ法およびイギリス法に準拠した法体系が維持された例といい得るからである。それは、1990年代に進展した経済の「グローバル化」に対して東アジアの契約法が示した、きわめて現実的な対応であった。同時代のヨーロッパで進行的つつある契約法の「ヨーロッパ化」が、かつての法統一運動の理想主義を正当に承継していることと対比するとき、東アジアにおけるこの現実主義は、一見普遍的な理念にみえる「法の統一」ないし「世界法」が、実はきわめてヨーロッパ的なものにすぎないという事実を証明するもののように思われる。

最後に、本章では論じ得なかった重要な課題に触れておこう。本章では、19世紀以来の「法統一」の理念と、それに基づくと考えられてきた現実の「統一法」作成作業との間のズレを論ずるところに主眼を置いたため、ヨーロッパ諸国と非ヨーロッパ諸国という枠組みで分析を進めてきた。しかし、

その枠組みと本書全体を通ずる「途上国」の法制整備という問題意識とは、完全には対応していない。大きな問題のひとつは、アメリカの位置づけである。アメリカは、過去には「非ヨーロッパ」のように扱われてきた経緯があり、現実にも統一法作成の過程における影響力は小さいが、近年の途上国法制との関係では「先進国」側の中心ともいべき役割を果たしているという特殊な立場にある。他方では、19世紀には存在しなかったという意味で「非ヨーロッパ」ではあるが、現在では先進国として扱ってよい国（具体的には韓国、イスラエル等）や、19世紀には有力国のひとつ（一部）でありながら現在では体制移行国となっている国（ハンガリー、ロシア等）をいかに考えるかという問題もある。さらに、それらの問題とも関連する一層根本的な問題としては、本章のような考え方を前提とすると、「グローバル化」が進む時代の途上国の法制はいかなる原理に基づいて整備されていくのか、という点を考えてみなければならない。「グローバル化」をかつての「法の統一」と単純に等置することはもとより、「グローバル化」と「地域主義」の相克というとらえ方すら表層的であるとすれば、現に急速に進行しつつある各国の法制整備を導く理念と論理はいかなるものであるのか。あるいは、そこには何らの論理も存在しないままに、断片的な立法だけが積み重ねられていくのか。これらはいずれも、重くかつ大きな今後の課題である。

〔注〕

- (1) 「グローバル化」について本文に述べたところは、ジャーナリズム等において示されることの多い一般的な見解である。こうした見方が、現実にとどの程度妥当しているかについては、本書序章の分析を参照。
- (2) 私法のヨーロッパ化については、川角ほか編〔2003〕を参照。なお、本文にも述べるとおり、「ヨーロッパ化」という概念には、歴史的・文化的な背景を共有する欧州諸国（「大西洋からウラルまで」）の間に共通の枠組みを樹立するという意味と、欧州連合（EU）が現実の制度を統一していくという意味とがある。両者は本来まったく別の問題であるが、それが渾然と理解されているところに、欧州における最近の動向の特徴を見出すことができよう。
- (3) 欧州連合は、現在のところ民事実体法の一般的な立法権限をもたないので、共通フレームワーク（Common Framework of Reference）の確立のためのネッ

トワーク（CFR-Net）が形成されているにとどまる。しかし、中長期的には、これが私法の域内統一に向けたステップではないかと受け止める向きは少なくないようである。

- (4) 政府間の組織としては、UNIDROITやハーグ国際私法会議、UNCITRALなどがあり、非政府組織としては万国海法会（Comite Maritime International）などが知られている。
- (5) 本文に述べる第2の命題は、小塚[2003]のなかで、運送法に則して呈示したことがある。本章は、契約法を素材としてその際の考察を深めようとするものである。
- (6) これらの事例については、Kozuka[2005]でも略述したが、ここでは、本文に述べた仮説を検証する素材として位置づけ、改めて取り上げている。
- (7) 法統一運動の歴史については、田中[1954]に詳しい。
- (8) 国連動産売買条約の当事国は、2006年1月現在、以下の67カ国である。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルンジ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、イラク、イスラエル、イタリア、キルギス共和国、ラトビア、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、モリタニア、メキシコ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、韓国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セルビア・モンテネグロ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、ウガンダ、ウクライナ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ザンビア。このほかに、最近当事国となったものの、原稿執筆時点でなお効力が発生していない国として、リベリア（2006年10月に効力発生）およびパラグアイ（2007年2月に効力発生）がある。http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/sale_goods/1980CISG_stats.html（2006年3月31日アクセス）参照。
- (9) バンデクテン体系とは、ローマ法に由来する法典編纂の手法のひとつであり、通則的な規定を括り出して独立させ、各則の前に配置するというものである。
- (10) 瀬々[2004-2005]は、中国契約法とドイツ法、フランス法および日本法の比較対照を行っているが、契約法の起草過程において国連動産売買条約およびUNIDROIT原則がもった意味については、簡単にしか触れられていない（とくに、UNIDROIT原則にはまったく言及していない）。なお、国連動産売買条約とUNIDROIT原則とは、後者の対象が売買契約に限定されていないことのほか、前者においては明確な規定をおくことができなかつた点に後者は踏み込ん

でいる、という相違がある（内田 [2000: 255]）。

- (11) この関連で、UNIDROIT原則の2004年版が債権譲渡や相殺に関する規定を新設したことに対する中国の対応が注目される。これらの規定は、契約の成立に関する規定等に較べると政策判断を含む程度が高く、しかも他方では、対応する規定がすでに中国の契約法のなかに存在しているからである。中国では現在、民法通則や担保法（1995年）をも包括する民法典の起草が検討されているというが（渠 [2003a] [2003b]）、そのなかでUNIDROIT原則の規定がどの程度採用されるかを観察すれば、本文に述べた推測の当否が明らかになるであろう。
- (12) 条文の日本語訳は射手矢・張 [2005: 263] による。
- (13) 中国で契約書が詳細になりやすいこと背景には、契約書に書かれていない合意は拘束力がないと考えられているという中国企業の契約意識がある（射手矢・遠藤・張 [2004: 24-26]）。それは1999年以前に、原則として書面の作成が契約の有効要件とされていたことから形成された考え方の名残りともいわれるが、大都市部の弁護士についてみれば契約のドラフティング能力なども相当に向上しており、アメリカが「契約社会」といわれることと似た状況になっているとみるべきではないかと思われる（小塚 [2004]）。
- (14) 中国は、国連動産売買条約の批准に際して、方式自由を定めた同条約第11条につき留保（同条約第96条）を宣言したが、1999年契約法が方式要件を撤廃した結果として、この留保も不要になったのではないかと、宣言の撤回（同条約第97条4項）が議論されている（Wang and Andersen [2003]）。
- (15) 最高人民法院審判委員会『『契約法』適用の若干問題に関する解釈（一）』第4条（1999年12月1日制定，射手矢・張 [2005: 308] に所収）。
- (16) 前注参照。
- (17) 国連動産売買条約についての裁判例は、CLOUT（Case Law on UNCITRAL Texts）と呼ばれるデータベースをUNCITRAL事務局が作成・管理しており、その内容はウェブサイト（http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law.html 2006年3月31日アクセス）で公開されている。UNIDROITも、国連動産売買条約およびUNIDROIT原則に関する裁判例の収集を目的としてUNILEXというデータベースを設置し、同様にウェブサイト上でのアクセスを可能にしている（<http://www.unilex.info> 2006年3月31日アクセス）。
- (18) 第二次世界大戦終了までは、台湾はわが国の統治下に置かれていたが、その時代の前半（1922年以前）には、植民地法として「律令」が適用されていた。「律令」は、台湾総督が天皇の勅令を経て発布したが、内容的にはわが国の国内法令と同一であった（ただし、一定の範囲の事項については台湾の「旧慣」に従うとされた）。1923年以降は、統治政策の変更にともない、わが国の民商法が直接適用されるようになった（Wang [2002: 534-535]、王泰升 [2004: 252-

255])。いずれにせよ、これらの法と、中華民法が施行されるようになった1945年10月25日以降の台湾における法とは、基本的には断絶している。

- (19) 1980年代までのドイツ債務法改正作業についての簡略な記述として、潮見 [2004: 342-344] 参照。
- (20) 1999年に改正された事項のなかで、ドイツ法の影響を受けていない唯一の例外は、台湾の慣習的な取引類型である「合會契約」(わが国の講に相当すると思われる)を、民法第709-1条～709-9条に典型契約として規定したことである。
- (21) 厳密に言えば、1966年イギリス法適用条例によれば適用されないはずの制定法が、間接的に効力をもつケースがあり得る。そうでなければ、たとえば、中世のコモン・ローの法原則を修正するための制定法が1966年イギリス法適用条例に掲げられていない場合に、香港では中世のままのコモン・ローを適用しなければならなくなるからである (Wesley-Smith [1998: 40-42])。1966年以前には、1873年の最高裁判所条例 (the Supreme Court Ordinance 1873) によって1843年4月5日が基準日 (cut-off date) と定められ、この時点で存在していたイギリスの制定法はすべて香港に適用されることになっていたもので、そうした問題は生じなかった (基準日に香港は独自の立法機関をもつにいたったため、その後にイギリスで制定された法令は、原則として香港には適用されない)。そこで、判例は、1966年イギリス法適用条例による1873年最高裁判所条例の廃止によっても、香港で適用されるコモン・ローは1843年時点で継受されたコモン・ローであるという事実に変更はなく、中世そのままのコモン・ローが復活するわけではないという解釈を採用した (Oceania Manufacturing Co. v. Pang Kwong-Hon, (1979) HKLR 449)。
- (22) この背景には、イギリス統治下の香港に対する最上級審であった枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council) の構成員が、貴族院の判事と人的にほぼ重複していたという事情も与っていたであろう (望月 [1997: 77], Wesley-Smith [1998: 84])。
- (23) 安田編 [1993: 118] の訳文に若干の修正を加えた。
- (24) 香港基本法自体が、「香港特別行政区裁判所は……他のコモン・ロー法域の判例を参照することができる」と規定している (第84条)。
- (25) イギリスは、国連動産売買条約の起草過程においては重要な役割を果たしたが、条約の批准については、動産売買に関する自国法 (とりわけ判例法) がもつ国際的な影響力と、それを背景に自国の法律家が担う国際的な役割とを低下させることを懸念して、まったく冷淡である。

〔参考文献〕

日本語文献

- 射手矢好雄・石本茂彦編著 [2005] 『中国ビジネス法必携2005 / 2006』日本貿易振興機構。
- 射手矢好雄・遠藤誠・張和伏 [2004] 『中国ビジネスの紛争対応システム』商事法務。
- 射手矢好雄・張和伏編集代表 [2005] 『中国経済六法 2005年版』日本国際貿易促進協会。
- 内田貴 [2000] 『契約の時代 日本社会と契約法』岩波書店。
- 王震 [1999] 『社会主義市場経済と中国契約法 計画原則と自由原理の相剋』有斐閣。
- 王泰升 [2004] 「台湾における法文化の変遷 不動産売買を素材として」(『北大法学論集』54巻6号, 2月, pp. 241-271)。
- 何天貴 [2000] 『詳解中華人民共和国契約法』ぎょうせい。
- 柏木昇 [2005] 「国際取引に関するソフト・ロー」(『ソフトロー研究』4号, 11月, pp. 49-69)。
- 川角由和・中田邦博・潮見佳男・松岡久和編 [2003] 『ヨーロッパ私法の動向と課題』日本評論社。
- 絹巻康史 [2004] 『国際取引法 [新版] 契約のルールを求めて』同文館出版。
- 渠涛 [2003a] 「中国における民法典審議草案の成立と学界の議論(上)」(『ジュリスト』1249号, 7月, pp. 114-123)。
- [2003b] 「中国における民法典審議草案の成立と学界の議論(下)」(『ジュリスト』1250号, 8月, pp. 190-197)。
- 小口彦太・田中信行 [2004] 『現代中国法』成文堂。
- 小塚莊一郎 [2003] 「運送法統一の現状と将来 ユニドロワ75周年記念シンポジウムにおける議論から」(『海法会誌』復刊46号, 12月, pp. 19-52)。
- [2004] 「市場経済を発展させる『契約の自由』」(『国際ビジネス法務室』3号, 12月, pp. 43-48)。
- [2005] 「国際取引に関するソフト・ロー 柏木報告へのコメント」(『ソフトロー研究』4号, 11月, pp. 70-77)。
- 木間正道・鈴木賢・高見澤磨 [2003] 『現代中国法入門 [第3版]』有斐閣。
- 潮見佳男 [2004] 『契約法理の現代化』有斐閣。
- [2005] 「ドイツ民法の現代化と日本民法解釈学」(『民商法雑誌』131巻4-5号, 1-2月, pp. 589-621)。
- 徐傑(錢偉栄訳) [2000] 「中国契約法 新法の紹介をかねて」(『法学志林』97巻

- 3号, 3月, pp. 135-198, 97巻4号, 3月, pp.181-239)。
- 瀬々敦子 [2004-2005] 「中国契約法の比較法的考察 日本, ドイツ, フランスと比較して」(『国際商事法務』32巻10号, 10月, pp. 1373-1379, 同11号, 11月, pp. 1516-1520, 同12号, 12月, pp. 1667-1671, 33巻1号, 1月, pp. 67-70, 同2号, 2月, pp. 219-224, 同3号, 3月, pp. 378-381)。
- 曾野和明・山手正史 [1993] 『国際売買法』 青林書院。
- 高見澤磨 [2004] 「中国法」(北村一郎編 『アクセスガイド外国法』 東京大学出版会)。
- 田中耕太郎 [1954] 『世界法の理論』 春秋社。
- 塚本宏明(監修) [2004] 『逐条解説 中国契約法の実務』 中央経済社。
- 范云涛 [2004] 『中国ビジネスの法務戦略 なぜ日本企業は失敗例が多いのか』 日本評論社。
- 望月礼二郎 [1997] 『英米法〔新版〕』 青林書院。
- 安田信之編 [1993] 『香港・1997年・法』 アジア経済研究所。

中国語文献

- 韓世遠 [2004] 『合同法総論』 法律出版社。
- 張玉卿主編 [1998] 『国際貨物売買統一法』 北京：中国对外經濟貿易出版社。
- 張広興 [1995] 「中華人民共和國合同法の起草」(『法学研究』第5期, 10月, pp. 3-14)。

欧文文献

- Basedow, Jürgen [2003] “Worldwide Harmonisation of Private Law and Regional Economic Integration - General Report,” *Uniform Law Review*, No.2003- 1 /2, pp. 31-49.
- Huang, Danhan [2003] “The UNIDROIT Principles and their Influence in the Modernisation of Contract Law in the People’s Republic of China,” *Uniform Law Review*, No.2003- 1 /2, pp. 107-117.
- Dobinson, Ian and Derek Roebuck [1996] *Introduction to the Law in the Hong Kong SAR*, Hong Kong and London: Sweet & Maxwell.
- Kozuka, Souichirou [2005] “Contract Law in East Asia at the Turn of the Century: Lawyers and the Globalisation,” in Shinya Imaizumi, S. K. Verma, Ramiro Contreras, Pisawat Sukonthapan and Miwa Yamada, “Globalization and Economic Law Reform: Perspectives from India, Thailand, Mexico and East Asia,” Chiba: IDE-JETRO, 2005.
- Ling, Bing [2002] *Contract Law in China*, Hong Kong: Sweet & Maxwell Asia.
- Münzel, Frank [2000] “Invalidity of Contracts: a *Tour d’horizon* of Chinese Practice,” *Uniform Law Review*, No.2000-3, pp. 451-468.

- Schlechtriem, Peter (Hrsg.) [2000] *Kommentar zum Einheitlichen UN-Kaufrecht - CISG - (3.Aufl.)*, Beck: München.
- UNIDROIT [2004] *UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts*, Rome: UNIDROIT.
- Wang, Tay-sheng [2002] “The Legal Development of Taiwan in the 20th Century: Toward a Liberal and Democratic Country,” *Pacific Rim Law & Policy Journal*, Vol. 11, No.3, June, pp. 531-559.
- Wang, Xiaolin and Camilla Baasch Andersen [2003] “The Chinese Declaration as to Form of Contracts under CISG: Time to Withdraw?” *Uniform Law Review*, No.2003- 4, pp. 870-873.
- Wesley-Smith, Peter [1998] *An Introduction to the Hong Kong Legal System, Third Edition*, Hong Kong: Oxford University Press.
- Zhang, Shaohui [2003] “L’internationalisation du nouveau droit chinois des contrats: Exemple de la résolution du contrat de vente internationale de marchandises,” *Uniform Law Review*, No.2003- 1 /2, pp. 219-230.
- Zhang, Yuqing and Huang Danhan [2000] “The New Contract Law in the People’s Republic of China and the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts: A Brief Comparison,” *Uniform Law Review*, No.2000-3, pp. 429-440.